

みらいプレミアムの開発育成を 支援します

市内の農林水産物を利用したみらいプレミアムなどの開発、加工、販売や販路開拓などへの主体的な取組に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助金の交付を希望する方は、要綱を確認の上、申請書に必要書類を添付し、5月29日(金)までに、産業経済課まで提出してください。

■補助率と補助金額

事業名	補助対象経費	補助金の額
開発資材等整備事業	1. 施設・機械・資材などの整備に要する経費 2. 機械・装置などの購入またはリースに要する経費 3. その他必要と認められる経費	補助対象経費の2分の1以内 (上限 300,000円)
開発推進活動事業	1. 調査研究や技術習得に要する経費 2. 外部専門家などからの指導助言に要する経費 3. 農産物や調味料などの原料の購入に要する経費 4. 委託加工に要する経費 5. 包装デザインなどの開発に要する経費 6. 農産物・加工品などの成分分析に要する経費 7. その他必要と認められる経費	補助対象経費の2分の1以内 (上限 200,000円)
PR事業 ※現在みらいプレミアムに認証されている商品に限る	1. 直売所などへの出品に要する経費 2. 商品展示会などへの参加に要する経費 3. 広告・宣伝に要する経費 4. その他必要と認められる経費	補助対象経費の2分の1以内 (上限 100,000円)



【補助対象者】

① 市内に住所を有する農商工業者または市内に事務所もしくは事業所を有する法人

② 前号に該当するものが主たる構成員となっている団体

【事業内容】

交付対象となる事業は、申請後、審査を経てから翌年3月31日までの間に実施し、完了する事業

【補助率・補助金額】

予算の範囲内で、特産品1品につき、上の表の事業名欄に挙げる事業それぞれ1回限りとなります。また、同一年度に複数の特産品で交付を申請することはできません。

【申請】

申請書は市ホームページからダウンロードできます。要綱は市ホームページをご確認ください。詳細は産業経済課までお問い合わせください。

○受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日を除く）

問 谷和原庁舎産業経済課 ☎58
2111 (内線8154)

麦の赤かび病防除薬剤購入に 補助金を交付します

麦の安全性・品質の確保・生産性の安定を図るために、麦の赤かび病の防除対策として、薬剤を購入した農業者・生産団体に対して補助金を交付します。

費の10%以内(消費税を除く。100円未満切り捨て)

▼補助対象者：水田農業構造改革対策で、転作等目標面積を100%達成した方が所有する田畑で、麦の作付けをする農業者、生産団体

▼申し込み方法：申請書を産業経済課に提出してください。申請書は、産業経済課窓口で配布しています。

▼補助対象薬剤：麦の赤かび病防除薬剤(農薬取締法に基づき登録を受けた、麦の赤かび病の防除用薬剤)

※JA茨城みなみ伊奈経済センターおよび谷和原経済センターで、防除薬剤を購入する場合は、JA茨城みなみに委任状を提出することで、補助金の交付申請を委任することができます。

▼補助対象経費：今年度に作付けする麦の、防除薬剤購入

▼申込期限：6月30日(火)

問 谷和原庁舎産業経済課 ☎58
2111 (内線8157)

農振除外の申請を受け付けます

農業振興地域の整備に関する法律に基づく、農業振興地域整備計画に定められた、農用地区域内の土地を、農用地以外の用途にする場合には、農用地区域から除外する手続きが必要です。市では、農用地区域内農地の除外申請を次のとおり受け付けます。転用事業計画のある方は、受付期間内(期限遵守)に申請願います。

不備などがある場合には、それらの修正を行ってからでないことを受け付けることができませんので、事前に産業経済課までご相談ください。

▼受付期間：4月1日(水)～30日(木) (土、日、祝日は除く)
※受付は、4月、8月、12月の年3回です。

問 谷和原庁舎産業経済課 ☎58
2111 (内線8153)